

「令和 8 年度 北海道岩見沢東高等学校の部活動に係る活動方針」

1 理念

部活動は、我が国の体育スポーツ、文化及び科学等の発展に大きく寄与してきたことや、児童生徒の体力の向上及び精神の健全な発達など人格形成に有為であり、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものとして教育的意義が高いとされてきた。一方、全国的な視点からすると、人格を傷つける言動や体罰など指導者側の独善的な判断による不祥事や、過度な練習等で科学的な見地からも発育・発達に負の影響を及ぼすなど、教育的効果を阻害することが考えられる課題も指摘されている。

本校においては学校教育目標達成のため、創立以来「文武両道」の考えの下、教育課程及び進学に係る実践と、体育・文化・科学等生徒の活動との両立を旨として教育に取り組んできた。部活動においては、顧問の教員や部活動指導員と生徒、そして生徒同士の信頼関係の醸成とそれらを基盤とした運営に重点を置く。その上で、生徒の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性の育成を目指し、特に、個人で競うもの団体で競うものを問わず、目的を同じとする者同士のコミュニケーションや切磋琢磨、そして礼儀やマナー、規律等の社会的資質を含めた高度な汎用力、さらにそれらについて、自ら厳しさをもって学ぶことを体得させたい。また、多様な競技特性や文化的・科学的特性をとおして個性を磨き発揮して、総合的に自己実現に挑戦してもらいたい。

そのために、部活動の体制及び環境整備を「道立学校に係る部活動の方針（平成 31 年 1 月北海道教育委員会）」（以下「道立学校方針」という。）に則り、実施することとするが、「道立学校方針」の「3 適切な休養日の設定のイ」では、「各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われていることや～中略～休養日や活動時間を弾力的に設定することも考えられる。」とあることから、本校の実態を踏まえた上で最適な状況を検討し改善・実施する。

2 部活動に係る基本的な考え方

- (1) 生徒の自主性や自発性を尊重し、スポーツや文化、科学等に親しむ取組とするとともに、その活動を通じて主体性や責任感、協調性、リーダーシップ等の涵養、自己肯定感や自己有用感、対人関係能力等の向上を図る。
- (2) 事故防止等、活動に係る安全対策に努めるほか、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮するとともに、教員の部活動指導に係る負担を考慮し、適切な休養日や活動時間を設定する。
- (3) 学校教育活動の一環として適切な生徒指導に留意し、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

3 設置する部局活動

【運動系】 サッカー部・陸上部・野球部・山岳部・ソフトテニス部・卓球部・バレーボール部・バドミントン部・剣道部・バスケットボール部・弓道部・テニス部・水泳部

【文化系】 合唱部・美術部・書道部・文芸部・写真部・理科研究部・ボランティア部・茶華道部・放送局・図書局・吹奏楽局

4 「部活動に係る相談・要望の窓口」の設置

部活動に係る相談等の窓口は教頭とし、相談等は、郵便、FAX又は電子メール等で受け付けることとする。

【住 所】 岩見沢市並木町 30 番地

【FAX】 0126-22-0071

【e-mail】 gantou-jimu@hokkaido-c.ed.jp

5 適切な休養日等の設定

本校では、各部活動において、平均週1回及び月1回以上の週末における休養日の設定、定期試験（年4回）前1週間の部活動の休止、年10日の学校閉庁日における部局活動の休止、入学者選抜に伴う部局活動の休止等、学業と部活動のバランスや、生徒の心身の疲労等を考慮し、年間を通じて適切に休養日や活動時間を設定しており、引き続き、以下の(2)及び(3)の道教委の基準を踏まえながら適切に(4)を活用し、部活動の改善と充実を図ることを目標とする。

(1) 休養日の設定

- ・平日1日以上、週末1日以上、年間104日以上を休養日とする。
- ・週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。また、高体連、高文連、高野連等の大会の前で、やむを得ず休養日を設定せずに活動を行う場合は、代替の休養日を設ける。
- ・学校閉庁日は休養日とする。

※長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

(2) 活動時間の設定

「活動時間」については、各部活動の実質的な練習・取組の時間とする。大会や試合及び合宿等の準備や運営、ミーティングや打合せ等は実質的な活動時間には含めない。

- ・1日の活動時間は、平日2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。
- ・休業日の活動時間は、大会等への出場、練習試合、合宿を行う場合や、高体連、高文連、高野連等の大会の前には、下記(3)のイの活動時間の上限の範囲内での活動を行うことができるものとする。

- ・本校が所在する地域又は活動を行う予定の地域に、気象庁の高温注意情報が発せられた時間帯は、原則として活動を行わない。

(3) 高等学校における「休養日や活動時間の弾力的な設定」

高等学校では、中学校段階の基礎の上に多様な教育が行われていること、部活動と密接に関わる分野への進路希望を有する生徒もいること等から、一定の要件の下、弾力的な休養日・活動時間の設定を可能とする、なお、弾力的な休養日・活動時間の設定については、次のとおりとする。

ア 休養日の下限

- ・平日に週1日以上、週末は月1日以上の休養日を設けるほか、学校閉庁日(年間9日)を休養日とし、年間73日以上を休養日とする。
- ※長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

イ 活動時間の上限

- ・平日3時間程度、学校の休業日は4時間程度とし、1週間の活動時間は、16時間程度とする。
- ※一定の要件とは、「道教委が別に定める要件」による。

ウ 季節により活動が制限される部活動

- ・オンシーズン、オフシーズンの設定により、弾力的な活動日、休養日を設けることができる。

エ 合宿中の活動時間

- ・目的意識の同一化、仲間意識・連帯感の高揚等、技術の向上以外の効果も合宿目的の大きな要素とされていることを考慮し、弾力的に設定することができる。

6 部活動の充実に向けて

(1) 女子の指導に当たっての留意点

- ・女子の指導に当たっては、女性特有の健康問題(女性アスリートの三主徴(利用可能エネルギー不足、無月経及び骨粗しょう症)、貧血等)の予防対策に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 家庭や地域との連携を図る取組

- ・学校と家庭、地域が連携しながら、相互理解・相互協力のもと、部活動が生徒の心身の健全な育成に資する取組となるよう、協働的な環境づくりに努める。

(3) 障がいのある生徒の部活動の充実

- ・部活動等を通じて、障がいのある生徒と障がいのない生徒が交流する場を設ける等、インクルーシブ的活動の充実に努める。